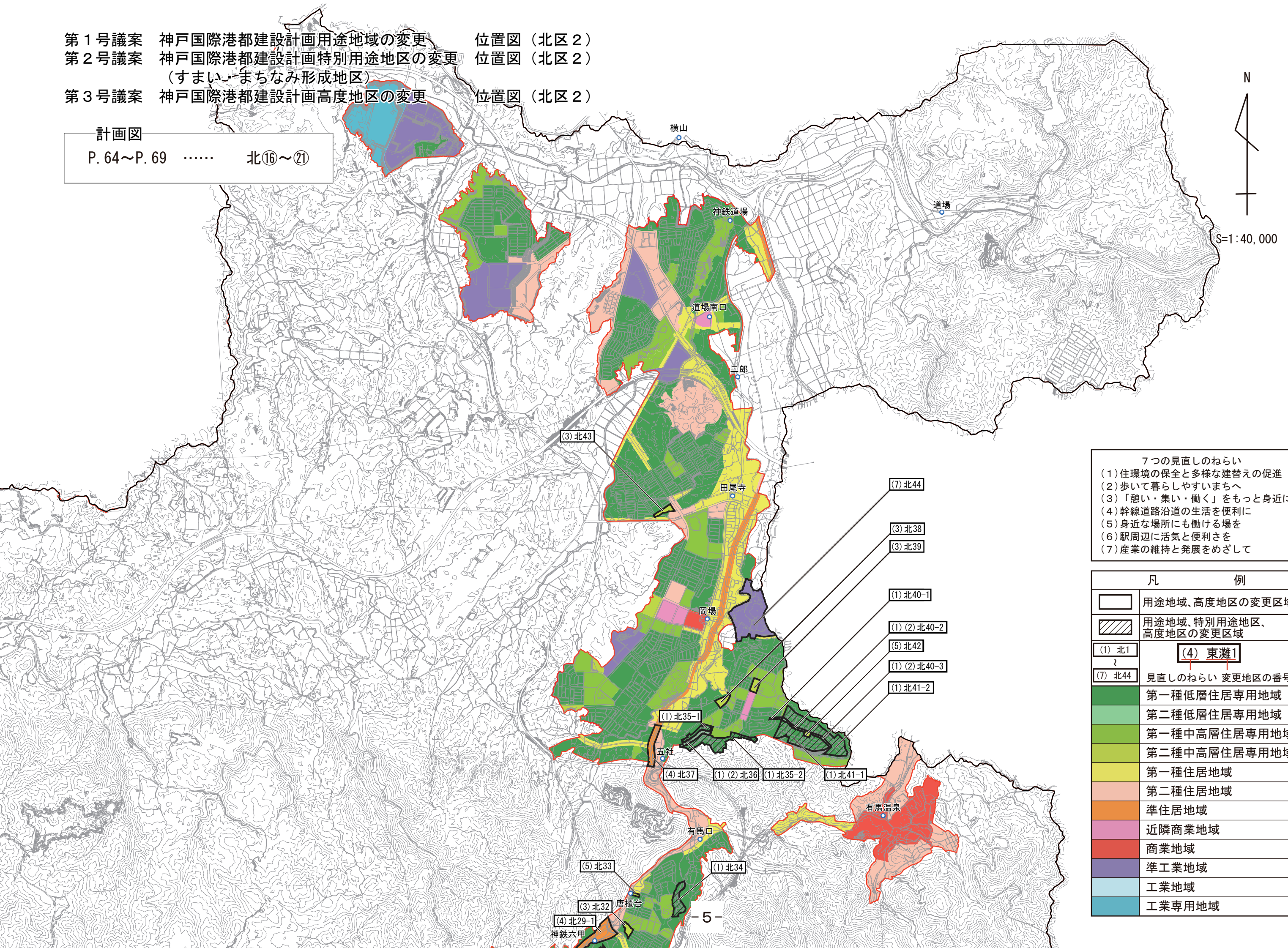


- 第1号議案 神戸国際港都建設計画用途地域の変更 位置図(北区2)
- 第2号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更(すまい・まちなみ形成地区) 位置図(北区2)
- 第3号議案 神戸国際港都建設計画高度地区の変更 位置図(北区2)

計画図
P. 64~P. 69 北⑬~⑳



- 7つの見直しのねらい
- (1) 住環境の保全と多様な建替への促進
 - (2) 歩いて暮らしやすいまちへ
 - (3) 「憩い・集い・働く」をもっと身近に
 - (4) 幹線道路沿道の生活を便利に
 - (5) 身近な場所にも働ける場を
 - (6) 駅周辺に活気と便利さを
 - (7) 産業の維持と発展をめざして

凡 例	
	用途地域、高度地区の変更区域
	用途地域、特別用途地区、高度地区の変更区域
(1) 北1 ~ (7) 北44	(4) 東灘1 見直しのねらい 変更地区の番号
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域